

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
16	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為、主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。(法第29条) ・ 市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合は、あらかじめ建築許可を受けなければならない。(法第43条) ・ 太陽光発電設備については、原則建築物には該当しないが、太陽光発電設備の管理施設や附属設備を設置する施設である建築物については、許可が必要となる場合がある。 	許可申請	県土整備部 都市計画課 (023-630-2588)	山形市、米沢市、 鶴岡市、酒田市、 天童市	各市担当課
					上記以外の市町村	
					村山地域	村山総合支庁建築課(023-621-8235)
					最上地域	最上総合支庁建築課(0233-29-1418)
		置賜地域	置賜総合支庁建築課(0238-26-6090)			
		庄内地域	庄内総合支庁建築課(0235-66-5641)			